

平成27年度税制改正に伴い 平成28年度からの税額等が変更されます

■問合せ 税務財政課税務グループ ☎74-3003

平成27年度より軽自動車税の税額が変更となりました

平成27年度地方税法の改正に伴い、平成27年度より軽自動車税の税額が変更になっています。

また、車種や最初の「新規検査」の年月により適用される税額が異なります。

軽自動車税は、毎年4月1日の所有者または使用者に課税されます。使用していない車両がありましたら、お早めに名義変更や廃車の手続きを行ってください。

■原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車・雪上車の税額

平成28年度課税から次の車種について新税率が適用されます。

当初、平成26年度税制改正により平成27年度課税から税率の引上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により実施期間が1年間延期されました。



車 種 区 分		税 率（年税額）	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽 自 動 車	二輪 125cc 超～250cc 以下	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,000 円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
二輪小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

■三輪及び四輪以上の軽自動車の税額

平成27年度課税から三輪及び四輪の軽自動車について、条件（「最初の新規検査」の年月）によって新税率が適用されます。

車 種 区 分				税 率（年税額）		
				平成27年3月31日 までに最初の新規検査を受けた 車両①	平成27年4月1日 以後に新規検査を受けた車両②	最初の新規検査 から13年を経過した車両③
軽自動車	三 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

①平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両については、税率の変更はありません。ただし、平成28年度から③に該当する場合があります。

②平成27年度課税から、平成27年4月1日以後に新規検査を受ける車両から新税率が適用されます。

③軽自動車のグリーン化特例（重課）は、平成28年度課税から、最初の新規検査から13年を経過した車両について重課税が導入されます。（おおむね新税額②の20%増額）ただし、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く。

【参 考】

◆平成28年度より重課税額 → 平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両

平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、自動車検査証（車検証）に初度検査年月の月の記載がないため、最初の新規検査を受けた年の12月として扱います。

◆平成29年度より重課税額 → 平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両

◆平成30年度より重課税額 → 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両